

# ○警察共済組合コーポレートガバナンス原則

平成26年8月29日

## 1 趣旨

警察共済組合（以下「組合」という。）は、組合員の利益のため、実質的な株主の1人として、その財産たる株式の長期的な価値の向上に必要な企業統治（コーポレートガバナンス）の在り方についてここに定める。

## 2 コーポレートガバナンスに対する基本的な考え方

### (1) 組合の基本的視点

組合は、地方公務員共済制度の中で長期給付積立金を運用するという役割を担っており、忠実義務及び善良なる管理者としての注意義務からなる受託者責任を負っている。

組合が株式を保有する目的は、株式保有を通じて長期的にその財産価値を増殖し、組合員の利益に資することに他ならない。このため、組合は、他の多くの株主と同様に、長期的に価値が増大すると見込まれる企業の株式に投資し、かつ、その企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待するものである。

さらに、組合は公的年金を管理・運用する組織の一つとして社会的責任を果たしていくことが求められている。この意味においてもコーポレートガバナンスの向上に積極的に取り組むことが必要である。

### (2) 組合によるコーポレートガバナンスの手法

組合がコーポレートガバナンスの向上に取り組むに当たり、組合が詳細にわたって個々の企業の経営判断に是非の判断を下すことは極めて困難であることから、組合としては、適正な経営判断が担保されるために、それらの経営判断を生み出す装置たる企業の体制に注目することとなる。

なお、この場合、組合は株主の意見を反映させるために、議決権行使に限らず、想定される様々な局面・手法から公正かつ効率的なものを選択し、目的の実現を図っていくものとする。

## 3 組合によるコーポレートガバナンスの基準（望ましい企業像）

目的実現過程が如何なるものであれ、株主たる組合の意見が反映されるのに望ましいと考えられる企業像を示しておくことが、組合及び企業双方にとって有益であると考えられることから、以下それを示すこととするが、基本的な視点は、企業経営に株主としての意見が十分に反映されることであり、企業の中にある機関に、適切に監督及び監査機能が働くための明確な役割分担が機能として確立され、効率的に発揮されていることである。

なお、当該機能が効率的に発揮されるのであれば、当該機関の名称等にはこだわらない。

(1) 取締役会の役割と構成

ア 取締役会の役割

取締役会は、経営に対する監督の中心となり、経営の執行を監督しなければならない。

イ 取締役会の構成

(ア) 取締役会の構成員数は、十分な議論を尽し、迅速かつ適切な経営判断ができることができる人数とする。

(イ) 取締役会が必要かつ十分に経営監督できるために、取締役の中に当該企業と独立した立場からの判断を行うことができる社外取締役が確保されていることが必要である。

(2) 取締役・監査役の機能

ア 取締役に求められる機能

(ア) 取締役は、長期的に株主価値を増大させるという株主の意向を反映させるために機能することを期待する。

(イ) 取締役選任にあたっては、その候補は職務遂行にふさわしい人材でなければならない。かつ、選任者たる株主がそのことを十分に確認できるようにしておかなければならない。

イ 監査役又は監査委員会に求められる機能

(ア) 監査役又は監査委員会には、取締役会及び経営執行の責任者の職務執行を株主に代って監査する機能を期待する。

(イ) 監査役選任又は監査委員選任にあたっては、その候補は職務遂行にふさわしい人材でなければならない。かつ、選任者たる株主がそのことを十分に確認できるようにしておかなければならない。

(3) 経営執行陣－経営執行の責任者の役割－

ア 経営執行に関する権限は経営執行の責任者に集約し、経営執行の責任者は、法令・定款を遵守しつつ、企業の経営目的達成のため誠実にその職務を遂行しなければならない。

イ 経営執行陣は、取締役会及び各委員会に対して説明責任を負い、取締役会及び各委員会による監督のもと、長期的な企業価値の最大化に努めなければならない。

(4) 経営執行の透明性

株主によるコーポレートガバナンスを考える上では、市場による評価が効果的なガバナンスにつながることに留意すべきである。このため、適正な市場評価を得ら

れるために、次の点について特に期待する。

ア 情報開示

(ア) 経営執行陣は、自社が発行する有価証券の公正な価格形成確保のために、価格に影響を与える情報の速やかな開示に努めなければならない。

(イ) 経営執行陣は、株主、投資家、従業員、顧客及び地域社会等に対して効率的かつ公正な活動を行っていることを示すために、定期的かつ随時に情報を提供しなければならない。

イ インベスター・リレーションズ（IR）

取締役会及び経営執行陣は、現在の企業価値を示す情報の提供はもちろん、投資家や株主に情報を仲介するアナリスト等と積極的に会合を持ち、コーポレートガバナンスへの取り組み状況に加えて、経営執行者の資質・識見等を投資家や株主に伝達し、経営判断の結果である将来の企業価値の予測可能性を高めるよう努めなければならない。

(5) 株主総会

ア 株主総会は、株式に投資した者が一定の限度で会社の決定に参加し、ガバナンスに関与する場であり、経営執行者に対する質問・説明を通じて会社の実状を知るとともに、経営執行者との質疑応答を通し経営執行者の資質等を評価する場として重視されなければならない。

イ 株主総会は、取締役・経営執行者自らが行った職務の成果としての会社業績を株主に報告する場である。しかし、株主に対する経営執行者の説明は決議事項ないし報告事項として定められた事項及びそれに関連する事項に限られるべきではない。これら以外で取締役・経営執行者が株主の関心が高いものと判断した一切の事項により、取締役・経営執行者自らが行った職務の成果及びIRに対する姿勢が評価されることに留意すべきである。

(6) 企業及びその役員又は従業員の社会的責任

企業及びその役員又は従業員が行う活動は、最終的には株式の価値に反映されると考えられることから、公共的責務に鑑み、自らが活動している社会の規範を守り、株主価値の長期的な増大を妨げるような反社会的行為を行うべきではない。